

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	うるま市 障害者自立支援給付事業(障害福祉サービス以外)等の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、障害者自立支援給付事業等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和7年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付事業(障害福祉サービス以外)等の実施に関する事務
②事務の概要	<p>うるま市では、障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に基づき、身体に障がいのあるかた、知的障害児(者)、精神に障がいのあるかたに対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。</p> <p>①障害者総合支援の受付・審査 ②障害者総合支援程度の判定審査会の開催および判定および認定書等発行 ③障害者総合支援受給者証発行および継続審査・更新 ④障害者総合支援国保連合会異動情報提供および請求情報取込・確認 ⑤更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査・決定通知書等発行 ⑥更生医療、精神通院医療、育成医療の受給者証発行および継続審査・更新 ⑦更生医療、精神通院医療、育成医療医療費請求額審査</p> <p>〈Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る更生医療費及び育成医療費助成事務〉 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	1 既存障害者福祉システム → 総合福祉WEL+標準仕様対応版 2 MICJET番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者総合支援情報ファイル (2)心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供) 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155,161 (情報照会) 144,145,146
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	うるま市役所福祉部障がい福祉課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-5452
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠		特定個人情報の取扱について手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。							
9. 監査									
実施の有無		[○] 自己点検		[] 内部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられる対策		[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]							
<選択肢>									
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発									
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードとICカードによる二要素認証によって限定しており、また、業務別に操作権限の設定を行っている。以上により、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。							

变更箇所